

有限会社長崎サッシ工業

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年7月1日 ～ 令和11年6月30日 （3年間）

2. 当社の課題

当社は、少人数体制のため、業務調整が難しく、有給休暇取得率が現在30%にとどまっており、計画的な休暇取得を促進することが課題となっている。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標

有給休暇取得率を30%から70%以上にする

<実施時期・取組内容>

- ・令和8年7月～ 社内で業務の見直しを行い、休暇を取得しやすい体制を検討する。
- ・令和8年8月～ 業務の分担や引き継ぎ方法を整備し、計画的な有給休暇取得を推進する。
- ・令和9年1月～ 有給休暇取得を確認し、取得率の低い社員へ声掛けや面談を行う。

以上を毎年繰り返す。